

入間市国民健康保険条例及び入間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例の専決処分について

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応として、当該感染症に関する傷病手当金の支給を実施するため、急遽所要の改正を行う必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分し、令和 2 年 5 月 1 日から施行したものです。

この専決処分については、令和 2 年第 2 回入間市議会定例会（6 月議会）において議案を提出し、承認を得ました。

改正の概要

（入間市国民健康保険条例）

（1） 傷病手当金の支給（附則第 2 条第 1 項関係）

- ・ 給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症の感染等による療養のため労務に服することができないときは、傷病手当金を支給することとするもの。

（2） 傷病手当金の額（附則第 2 条第 2 項関係）

- ・ 傷病手当金の額は、直近の継続した 3 月間の給与収入の合計額を就労日数で除した額の 3 分の 2 に相当する金額等とするもの。

（3） 傷病手当金の支給期間（附則第 2 条第 3 項関係）

- ・ 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないこととするもの。

（4） 適用（附則第 5 条関係）

- ・ 傷病手当金に係る規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合の傷病手当金の支給について、適用することとするもの。

（施行期日） 公布の日（適用は令和 2 年 1 月 1 日）

根拠となる法令

- ・ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

昭和 33 年 12 月 27 日公布 昭和 34 年 1 月 1 日施行